



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年8月25日火曜日 第134号

◇ 目 次 ◇

登録研修機関の登録.....(障がい福祉課)... 652
 地方卸売市場の認定.....(ブランド戦略課)... 652
 保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示(3件).....(森林整備課)... 652
 公共測量の実施の通知.....(道路維持課)... 655
 指定道路の指定.....(東予地方局四国中央土木事務所)... 655
 開発行為に関する工事の完了.....(中予地方局建築指導課)... 655
 土地改良区役員の就退任の届出.....(南予地方局農村整備課)... 655

公 告

サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務の委託.....(原子力安全対策課)... 656

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....(選挙管理委員会)... 657
 政治団体の届出事項の異動の届出.....()... 657
 政治団体の解散の届出.....()... 658
 資金管理団体の指定の届出.....()... 658

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第961号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。
 令和2年8月25日

愛媛県知事 中村時広

登録を受けた者		かくだん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		登録年月日	かくだん 喀痰吸引等研修の課程
名 称	住 所	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人あいはぶ・I have	愛媛県松山市畑寺四丁目4-35	あいはぶ福祉研修センター	愛媛県松山市木屋町4丁目2-8	令和2年8月17日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修

○愛媛県告示第962号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。
 令和2年8月25日

愛媛県知事 中村時広

認定年月日	開 設 者		地 方 卸 売 市 場		
	名 称	住 所	名 称	位 置	取扱品目
令和2年8月7日	株式会社伊予連合農協青果	伊予市下吾川1224番地2	伊予連合農協青果地方卸売市場	伊予市下吾川1224番地2	青果 物き 花

○愛媛県告示第963号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和2年4月農林水産省告示第878号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要

旨を告示する。

令和2年8月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市道後湯之町19番7号 井上 誠一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	和歌山市古屋507番地66 磯金光興	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	広島県呉市宮原通り七丁目107番地4 永井 誠一	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市三番町六丁目4番地23 加藤 幸	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内60番戸 加藤 重吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内76番戸 加藤 藤五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市畑寺町370番地3 加藤 茂	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内69番戸 加藤 弥三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内66番戸 加藤 與作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡川内町大字北方1614番地 花山 ヨシ子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡川内町大字北方1614番地 花山 忠由	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市二番町58番地3 株式会社愛媛県農工銀行	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る）	東温市見奈良999番地1 見奈良土地改良区	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市永木町二丁目1番地21 佐伯 定宣	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	喜多郡内子町大字内子甲1262番地2 細川 オスイ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市南江戸町491番地 松本 正	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡川内町大字北方3289番地 松本 良一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山ノ内86番戸 清水 庫太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	広島県大竹市油見二丁目1番15号 大西 泰子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	伊予郡砥部町大字宮内甲222番地 中村 静雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内2253番地 渡部 喜代次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	東温市山之内2346番地 渡部 熊市	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡重信町大字山之内126番戸 渡部 五郎市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡重信町大字山之内2043番地 渡部 俊郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内135番戸 渡部 新五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内2242番地 渡部 榮佐郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	渡部 眞吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内524番地 白戸 忠義	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る）	今治市黄金町二丁目1番地3 箱助林業株式会社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡川内町大字北方150番地 樋口 コチカ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市昭和町20番地 樋口 清伯	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市昭和町20番地 樋口 清彦	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡川内町大字北方150番地 樋口 弥三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡川内町大字北方3367番地 富岡 隆志	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡川内町大字北方573番地 露口 守重	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内323番地1 和田 ウシヨ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	東温市山之内1316番地 和田 伊太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡重信町大字山之内1316番地 和田 喜美一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	大洲市若宮19番地 和田 光慶	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	和田 三太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内23番戸 和田 彦	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	温泉郡北吉井村大字山之内23番戸 和田 富太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る）	松山市西立花町366番地 高松 和弘	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第964号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年4月農林水産省告示第756号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年8月25日

愛媛県知事 中村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡中津村大字黒藤川 上西 佐源太	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡中津村大字黒藤川25番地 宋代 浅五郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡久万町大字直瀬甲97番地 大野 勝好	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	松山市中村町四丁目12番23号 大野 實雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡久万町大字直瀬甲97番地 大野 福富	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	尼崎市築地本町五丁目108番地 小川 長弘	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	兵庫県芦屋市南宮町17番B-404号 小倉 勝信	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	松山市久万ノ台1292番地 小倉 信一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	東大阪市稲田298番地2 小倉 俊彦	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	松山市小坂町447番地6 坂本 親信	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡美川村大字黒藤川127番地 櫻井 末一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡中津村大字黒藤川 竹下 岩太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡中津村大字黒藤川25番地 竹下 正一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡中津村大字黒藤川 竹中 七太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	松山市此花町8番29号 土岐 勝也	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡美川村黒藤川2620番地3 土岐 義一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡美川村大字黒藤川19番戸 土岐 惣次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡中津村大字黒藤川19番戸 土岐 留内	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡久万町大字直瀬甲81番地2 徳永 比夫	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	神戸市兵庫区材木町18番地1 長山 精介	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	北条市辻367番地1 古川 順子	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	松山市東石井町412番地2 松本 翠	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡美川村大字大川甲44番地 八柱神社	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第965号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和2年4月農林水産省告示第756号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年8月25日

愛媛県知事 中村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	松山市小坂五丁目17番24号 井口 将秀	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	伊予郡松前町大字中川原515番地 井口 強	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡弘形村大字大川甲35番地 石川 政雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡弘形村大字大川甲46番地 猪森 源次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	松山市小栗二丁目2番65号 猪森 マサコ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	松山市中村二丁目4番37号 植田 あゆみ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡弘形村大字大川甲42番地 大上 ジツ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡美川村有枝122番地 木山 博史	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡弘形村大字大川甲45番地 古谷 キクノ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡弘形村大字大川甲45番地 古谷 秀雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡弘形村大字大川甲45番地 古谷 文次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る)	上浮穴郡弘形村大字大川甲46番地 正岡 利代藏	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。久万高原町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第966号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国地方整備局四国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月25日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(三次元データ計測)
2 作業期間 令和2年9月1日から令和3年2月26日まで
3 作業地域 愛媛県の一部

○愛媛県告示第967号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年8月25日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直 樹

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
2 指定年月日 令和2年8月13日
3 指定道路の位置 四国中央市上柏町字近江屋敷1036番1の一部、1037番1の一部、1037番3の一部、1037番4の一部、1036番1地先水路、1036番1地先道及び1037番1地先水路並びに同市上柏町字貳反地1075番の一部、1076番の一部、1075番地先道及び1076番地先道
4 指定道路の延長及び幅員 (1) 延長 34.58メートル (2) 幅員 5.20メートル

○愛媛県告示第968号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年8月25日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

Table with 3 columns: 検査済証の番号及び交付年月日, 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Row 1: 2中局建(開)第19号, 伊予郡松前町大字昌農内字東林寺232番3、233番1, 伊予郡松前町大字筒井319番地 有限会社 フジオカ

○愛媛県告示第969号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年8月25日

愛媛県南予地方局長 河瀬 利 文

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists board members and their addresses in Sanbottle town, including names like 井伊敏郎, 宇都宮正司, etc.

Table with 3 columns: 監 事, 氏 名, 住 所. Lists supervisors and their addresses, including 山本嘉人, 西本寄代人, etc.

退 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists retiring board members and their addresses, including 堀内泰長, 宇都宮正司, etc.

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
令和3年3月29日(月)まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
入札説明書等による。
- (6) 入札方法
入札金額は、保守点検の対象となっているサーベイメータ及びデジタル式警報線量計の保守点検費用の総額を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度競争入札参加資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089 941 2111 内線2341

- (2) 入札書の受領期限
令和2年10月6日(火)午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/>)でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和2年10月6日(火)午後1時30分
愛媛県庁第二別館3階 県民環境部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受付期間
令和2年8月25日(火)から令和2年9月23日(水)午後5時15分まで
イ 受付場所
上記3の(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Survey meters and Electronic Pocket Dosimeters maintenance outsourcing
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 6 October 2020
- (3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570, Japan
TEL +81 89 941 2111 Ext. 2341

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年8月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県上浮穴郡第一支部	山崎 洋 靖	木山 忠 典	上浮穴郡久万高原町下畑野川甲318-1	令和2年7月3日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
大西正之後援会	重松 昭 彦	高須賀 年 男	東温市北方3195-1	令和2年7月2日
おちゆみこ後援会	川原 光 明	國田 睦	西条市楠甲352-1	令和2年7月14日
森川亜紀と西条市を笑顔にする会	原口 亜 紀	森川 貴 敏	西条市楠甲1754-1	令和2年7月15日
三浦克彦後援会	三浦 克 彦	三浦 桂 子	四国中央市土居町野田甲1011	令和2年7月16日
横内ひろゆき後援会	横内 博 之	横内 朋 香	四国中央市妻鳥町1461-11	令和2年7月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年8月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県看護連盟支部	吉田 昭 枝	会計責任者	宇和川 仁 巳	井上 眞 志	令和2年7月6日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いしいともえと楽しく未来を語る会	石井 智 恵	政治団体の名称	いしいともえと楽しく未来を語る会	かくだともえと楽しく未来を語る会	令和元年7月1日
		主たる事務所の所在地	松山市味酒町三丁目9	松山市味酒町一丁目9-5	
		代表者	石井 智 恵	角田 智 恵	
愛媛県商工連盟連合会今治支部	阿部 健	代表者	阿部 健	檜垣 清 隆	令和元年11月1日
堀田順人後援会	堀田 知 秋	代表者	堀田 知 秋	小笠原 和 也	令和2年3月13日
愛媛県商工連盟連合会新居浜支部	横川 明 英	会計責任者	矢田 義 久	高橋 健 吉	令和2年3月26日
愛媛県看護連盟	吉田 昭 枝	会計責任者	宇和川 仁 巳	井上 眞 志	令和2年6月1日

河野忠康後援会	川崎幸男	代表者	川崎幸男	井部剛	令和2年6月1日
		会計責任者	高岡富美雄	沼田洋一	
愛媛の未来をつくる会	藤野潤	会計責任者	川満出	菅勝幸	令和2年6月26日
かなしげ典子サポーターズ	木村俊介	政治団体の名称	かなしげ典子サポーターズ	かなしげ典子と仲間たち	令和2年6月27日
		主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘平城3933-2	南宇和郡愛南町緑乙388	
		代表者	木村俊介	金繁典子	
		会計責任者	少林法子	久米万利子	
日本臨床検査技師連盟愛媛県支部	檜垣里江子	主たる事務所の所在地	松山市二番町三丁目10-6	今治市土橋町一丁目8-18	令和2年6月27日
		代表者	檜垣里江子	赤尾智広	
武田功後援会	友川満	代表者	友川満	渡辺清敏	令和2年7月1日
山内孝二後援会	大西賢	代表者	大西賢	井門孝徳	令和2年7月1日
向田まさひろ後援会	米井富春	主たる事務所の所在地	松山市古川南三丁目26-30	松山市和泉南六丁目7-16	令和2年7月13日
政治結社二代目男塾	影内輝雄	主たる事務所の所在地	松山市喜与町一丁目8-16	松山市立花三丁目8-3	令和2年7月15日
宮脇おる後援会	田名後千重子	主たる事務所の所在地	越智郡上島町岩城2163	越智郡上島町岩城3175	令和2年7月15日
		代表者	田名後千重子	浜村隆	

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年8月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
野澤美千代後援会	橘 敞三	平成31年4月8日
岡崎溥後援会	馬木清重	令和元年5月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和2年8月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
三浦克彦	四国中央市議会議員	三浦克彦後援会	四国中央市土居町野田甲1011	令和2年7月16日